

生活保護費の詐欺による元北区職員の逮捕について

＝北 区＝

平成30年3月上旬に発覚した区職員2名による生活保護費の着服について、うち1名は同年7月4日に逮捕されていますが、警察が捜査中であった別の1名が本日、詐欺の容疑で王子警察署に逮捕されました。逮捕されたのは元北区職員 石川憲一郎（同年3月31日付で再任用期間満了により退職、以下「元職員」という。）です。

元職員は、担当する生活保護受給者が既に区外に転出していて生活保護費の受領に来所することがないことを確信しながら、当該転出の事実を隠し、保護廃止の手続きを行わず、継続して生活保護費の受領に来所しているかのように装って、区から生活保護費を不正に支出させ、騙し取っていました。

なお、区は平成30年11月13日付で元職員を詐欺罪で王子警察署に告訴していました。

1 逮捕された元職員

氏名・年齢：石川 憲一郎（イシカワ ケンイチロウ） 62歳

退職時の職：健康福祉部生活福祉課相談係主任主事

経 歴：昭和50年4月 1日 北区採用

平成20年4月 1日 健康福祉部生活福祉課相談係に配属

平成28年3月31日 定年退職

同 年4月 1日 北区再任用（同所属に引き続き配属）

平成30年3月31日 再任用期間満了により退職

逮捕容疑：平成25年4月から平成30年2月までの間、区職員を欺いて、区から生活保護費を不正に支出させ、約804万円を着服した疑い。

2 事件の概要（区の内部調査により現時点で判明している内容）

元職員は担当する生活保護受給者が知人であり、既に区外に転出していて生活保護費の受領に来所することがないことを確信しながら、平成22年3月から平成30年2月までの間、当該転出の事実を隠し、「転出廃止」の事務処理を行わず、当該転出者と面接したことを示す虚偽の「面接カード」を作成して経理担当に提示し、当該転出者が生活保護費の受領に毎月来所していると経理担当を誤信させ、区から生活保護費を不正に支出させて、騙し取っていました。元職員が認めている不正支出額は、現時点で約1,300万円となっています。

なお、生活保護費の受領印が押印されている支給明細書の文書保存年限が5年であるため、同明細書が現存する平成25年4月から平成30年2月までの不正支出額を804万2050円と確定し、区は平成30年11月13日付で元職員を詐欺罪で王子警察署に告訴していました。

区長コメント

本日、区の前職員が新たに1名、生活保護費を不正に支出させた詐欺の容疑で逮捕されました。生活保護という区民の生命にかかわる職務を担っている職員が、同僚職員を欺いて生活保護費を不正に支出させ、それを着服するという、絶対にあってはならない犯罪行為を起こしたことにつきましては、区民の皆さま並びに関係各位に対し、改めて、心からお詫び申し上げます。

区は、本年8月、20項目の再発防止策を取りまとめ、既に、生活保護費支給事務の見直しや職員研修の実施など、事件の再発防止に向けた取り組みを進めておりますが、引き続き、全職員の倫理向上と服務規律の徹底を図り、区民の皆さまからの信頼回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

平成30年11月28日 北区長 花川 與惣太

【問い合わせ先】

事件・逮捕に関する事：健康福祉部生活福祉課 TEL 03-3908-1141

職員に関する事：総務部職員課 TEL 03-3908-8031

*午後7時まで待機しています。

上記以降は

事件・逮捕について：生活福祉課長・濱崎 TEL 090-3094-2901

職員について：職員課長・松田 TEL 090-3094-2902